

利用環境WG(第6回)議事要旨

1 日 時

平成16年10月28日(木) 10時00分から12時00分

2 場 所

総務省401会議室(4階)

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

堀部政男(座長)、井崎直次、大谷和子、岡村久道、佐野真理子、田島正広、東倉洋一、徳広清志、守安隆、脇浜紀子

(2) 総務省

鈴木統括官、松井審議官、吉崎総合政策課長、今川総合政策課課長補佐、和久屋総合政策課課長補佐

4 議 題

(1) 脇浜委員からの発表

(2) ユビキタスネット社会の影の課題に係る国際的政策動向について

(3) 「ユビキタスネット社会に関するアンケート」調査結果について

(4) 利用環境整備の重点戦略策定について

(5) ユビキタスネット社会憲章(案)について

(1)～(5)に対して各構成員と事務局との間で以下のような議論が行われた。

【脇浜委員からの発表について】

大部分の人が、テレビの映像は全て真実として受け取っている。演出技法をどれほど使用して良いか、「生出演」とどこまで扱って良いのか、広く意見を集めながら整理をしておく必要がある。

テレビが双方向性を持つようになると、例えば扇動行為がより容易となる等社会に与える影響が更に大きくなると考えられる。どのようにテレビ放送というものを扱っていくのか検討していかなければならない。

生中継の中で放送局側が広告部分を置き換える「バーチャル広告」は、そうしていることを断ることなく放送している。このような、事実の置き換えを断ることなく行うということが広がっていているという実感がある。

感覚から脳に至る人間の情報処理機能について考えると、サブリミナルといったこれまでの放送技術上の問題は、あくまで感覚に訴えるような低次のものであったが、このバーチャル広告といった変化は内容、理解に影響を与えるものであり、より大きな問題が出てくることが考えられる。

放送のデジタル化が進み、サーバから番組をダウンロードするようになると、ビジネスモデルが完全に変わってしまう。これは有料化を伴うと思うが、それに関してどのように考えられているのか。また、CG等を使うことでリアルとかけ離れてしまっている現在の映像文化について、どのようにお考えなのか。

関連して質問させていただきたい。放送が有料であってもかまわないが、何百チャンネルという中から見たいものを選ぶということは非常に困難である。現在のように数局の放送局が選りすぐって放送しているものを見る方が視聴者として楽なのではないか。この点に関してどのようにお考えか。

有料化に関しては、私も有料でかまわないと思う。それにより、良質のコンテンツが確保されるという側面がある。しかし、これまでのテレビ局が担ってきた番組の選りすぐり、パッケージ機能も欠かせないものであり、結果として有料と無料とで機能が分かれていくのではないか。

映像文化に関しては、逆にCGを使わないリアルな映画も出てきている。必ず反動というものがあると思われる。

放送も含めて全てがインターネットに依存するようになってしまうと、それが潰れてしまったときに、テレビやラジオ全てが視聴できなくなってしまう。一つに集中してしまうリスクについても考えておかねばならない。

また、多様なコンテンツホルダーが挙げられているが、インターネットによって国境の壁が失われ、それらの契約モデルにも変化の必要性が出てきた。その点についても十分対応していかなければならない。

有料放送に関しては、あまりに高くなりすぎると、お金にならないものは流さないようになり、番組のレベルが低くなってしまふ恐れもある。

【国際的政策動向について】

2 ページ目のBS 7799 と並べてISO/IEC 17799 を、またOECDのセキュリティガイドラインを書いておくべき。

【アンケート調査結果について】

十分な回答者数がとなったところで、改めて報告を頂きたい。

【重点戦略について】

ユビキタスネット社会の実現に関して、壁を乗り越えればその後はスムーズであるように描かれているが、そのように簡単にいくものなのか。

事務局としては、全体のシナリオを分かりやすく、影を解決しながらICTのメリットを享受していこうという理想像を描いているものであると思う。現実としては、連続して起こる問題を解決していかなければならない。

工程表がアウトプットの最終的な形になると思うのだが、解決時の指標をどのように表すのが非常に難しい。この際、思い切った考えをお教え願いたい。

優先課題として20項目あるが、例えばデジタル財の著作権保護とコンテンツの二次利用の問題というように目標と統一できるものに関しては組み合わせていき、整理すべき。

【憲章（案）について】

パブリックドメインとは著作権が放棄されたソフトであるのに対し、オープンソフトとは著作権を保ちながらそれを公開していくというものであり、両者は互いに別のものであるという見方がされている。したがって、この憲章内で用いられているパブリックドメインという言葉は不適切ではないか。

また個人情報保護に関する記述について、個人情報保護が個人情報の「漏洩」防止に同じ意味であるとの誤解を招きかねず、表現の適正化が必要。

章の名前に「情報流通」と入れると、サブタイトルと比べて指し示す範囲が狭くなりすぎてしまうのではないか。

情報の選択可能性が明示されなければならないのではないか。また、情報を選択するための情報が、十分に提供される必要があるが、それを保障することを明示すべきではないか。

第一章、第二章、第三章という章立ては不必要なのではないかという指摘があったが、十ヶ条が並立するよりも、少し何らかの形で整理をしておいた方が分かりやすいのではないかと思う。

第一章、第二章で章ごとの意味合いが違うが、条文の中にはやはりどちらにも入るようなものも少なくないので章立てを無くすのが望ましいと思う。

新たにサブタイトルがつくことで、全体でどこに重点を置くのか、また章のタイトルの意味合い等に変化が出てきたのではないか。章立てを無くすだけでなく、サブタイトルや章のタイトルの変更等様々な選択肢があるのではないか。ご検討いただきたい。